

谷口委員

まず、保健福祉事務所の再編について伺っていきたいと思います。

報告によりますと、来年の平成 26 年 4 月を目どに、現在九つある保健福祉事務所を、五つの本所と四つの支所、センターに再編していくということであります。

私どもは、地域の皆さんから様々な御相談を受けますが、そういう相談の中には、福祉事務所につなげるケースもたくさんございまして、実感として、高齢化が進む中、様々な課題が出てきている中で、保健福祉事務所の果たす役割、責任はますます大きくなってきていると思っています。

まず最初に、今回の本所、支所のそれぞれの業務について報告がありましたけれども、ただし書きのところで、現在の保健福祉事務所の所管する面積や処理事務量などを考慮して、引き続き支所、若しくはセンターで行うことが適当な業務については支所、センターで引き続き行っていくとありますけれども、これは具体的にどういったことを想定しているのかお伺いします。

保健福祉局管理担当課長

現在、九つあります保健福祉事務所のうち、四つの保健福祉事務所を支所とする予定でございます。

具体には、三浦市を所管する三崎保健福祉事務所、それから秦野市、伊勢原市を所管いたします秦野保健福祉事務所、それから大和、綾瀬市を所管する大和保健福祉事務所、最後に南足柄市、足柄上郡 5 町を所管いたします足柄上保健福祉事務所でございます。各保健福祉事務所とも、それぞれ所管する市町村の関係で、大分特徴がございます。また、所管する面積につきましても、広い方から順に申しますと、足柄上保健福祉事務所が一番広くて 380 平方キロメートル、秦野が 159 平方キロメートル、大和が 49 平方キロメートル、三崎が 32 平方キロメートルと、三崎と足柄上を比べますと、約 10 倍の所管面積の違いがございます。

さらに、処理の事務量につきましても様々ございまして、業務によりましては本所を超える業務量を支所がこなしている場合もあるかと存じます。このような場合には、集約効果が見込まれるからといって一律に本所に集約するのではなく、当該業務に限りまして、引き続き支所がその業務を担うといったことも、ケースによっては必要ではないかと想定しているところでございます。

谷口委員

資料では、原則として本所、支所で引き続き行う業務と、本所に集約する業務として、具体例を挙げているんですけども、それぞれもう少し詳細に御説明ください。

保健福祉局管理担当課長

報告にもございますように、集約効果が見込まれる業務につきまして、現在、三つに分類して整理しております。

まず、広域的、専門的な業務でございまして、具体的には二次保健医療圏で策定する指針の策定作業や、圏域内での市町村等との連絡調整といった業務を念頭に考えております。H I V検査に関しましては、受ける方が匿名で保健福祉事務所の窓口に参加しますので、これは、県域全体でまとめても支障がない業務だということで、少し例外的で加えさせていただいております。

次に、普及啓発や事業所訪問などの職員が出向く業務でございしますが、例えば、各保健福祉事務所で大学の講師を呼んで普及啓発のための研修をするよりは、二次医療圏全体で実施した方が、県費の使い方としては、効果的、効率的ではないかと考えております。それから職員が出向く業務については、2箇所から事務所等に出向くよりも、スケジュール調整をして1箇所から行けばそれだけ効果的でございしますので、例えば、病院や診療所の立入検査業務、あるいは介護保険事務所の立入り等についても集約化できないか検討しておるところでございします。

最後に、こういった行革をする場合、統計調査あるいは内部管理といったことも検討課題になると思っておりますので、例示させていただいたところでございます。

谷口委員

エイズの検査については、匿名性も高いということで集約化した方がいいだろうという判断でありましたけれども、例えば、私の地元の和泉は非常に便の良いということもあってか、エイズ関連の相談や検査の件数が比較的高いと聞いているんですけれども、直近の取扱件数や、それが県全体の保健福祉事務所の中でどれくらいの割合を占めるのか教えてください。

保健福祉局管理担当課長

昨年度の大和保健福祉事務所のエイズ検査の件数につきましては171件でございました。県の保健福祉事務所の全体のエイズ検査の数が1,151件でございましたので、全県の保健福祉事務所に占める大和の割合は14.9%でございました。

また、エイズに関する相談でございしますが、大和保健福祉事務所の平成24年度の相談件数は843件でございました。県の保健福祉事務所のエイズ相談件数の総数につきましては3,864件でございましたので、全体に占める大和保健福祉事務所の割合は21.8%でございします。

なお、この大和保健福祉事務所の843件という件数は、平塚保健福祉事務所に次いで、2番目に多い件数となっております。

谷口委員

相談件数は平塚に次いで2番目ということで、非常に高い割合、件数であると思います。そういう意味で、先ほど、原則は原則として、引き続き支所、センターで行うことが適当な業務については継続して実施するということでもありますけれども、H I V検査や相談の受付については、引き続き大和は大和で継続した方がいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

保健福祉局管理担当課長

大和のエイズ検査は843件の相談件数と申し上げましたが、これは、同一県内

にあり、本所を予定しております厚木よりも確かに多い件数でございます。

そこで、処理事務量などを考慮いたしまして、引き続き支所で行うことが適当な業務であるか否かということでございます。これに関しましては、他にこういった業務がどの程度あるか、あるいは事務量やそれ以外の要素も十分考慮いたしまして、個別具体的に決めてまいりたいと考えております。

谷口委員

是非、これは継続する方向でやっていただきたいことを強く要望しておきたいと思えます。

もう一点、立入検査職員等が出向く業務についても集約化した方が、より効率的、効果的という仕分けになっているんだと思うんですけども、集約することで二つの事務所分を本所でカバーすることとなり、より広い範囲、数をカバーしなければいけないということで、本当に集約化する効果が出てくるのかどうか心配な部分もあるんですけども、この点についてはどういうお考えがありますか。

保健福祉局管理担当課長

支所化を予定している保健福祉事務所の面積が大分違うということもございませう。そこら辺のところも含めて細かく精査しながら、支所が引き続き行う業務として何が適正かを、今後、精査してまいりたいと考えているところでございます。

谷口委員

それぞれの地域によって、実情も全く異なると思えますので、実情をしっかりと踏まえた上で、集約化する効果が得られない場合には、引き続き残すなり、柔軟な対応をしていただきたいと思えます。

もう一点、災害時の対応について確認をさせていただきたいと思えます。

これも一般質問の中で質問させていただきましたけれども、特に県央には相模川があって、災害時に行き来することが不可能になる可能性もあります。そういう意味で、災害時のことについてお伺いしていきたいと思えますけれども、再編後の役割については、現時点でどのように考えているか、あるいはこれから検討していこうとされているのか、まず確認をさせてください。

保健福祉局管理担当課長

大規模災害時におけます県保健福祉事務所の主な役割としましては、管内の医療機関の被災状況あるいは医療救護所等における医療ニーズ等の情報収集、整理がまず第一に大きなものでございます。それから、医療チームの受入れや派遣調整、あるいは傷病者の搬送調整などが予定されております。保健福祉事務所は、こうした業務につきまして、県の医療救護本部と連携しながら業務に当たることとなっております。

再編後の役割ということでございますが、現在、平常時の業務分担を検討しているところでございますので、今後、具体的に決めていく中で、あわせて災害時に担う業務につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

谷口委員

平常時の任務を整理しながら、災害時のこともしっかりとベースにして検討をしていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、県域には相模川もあります。また、通信手段が使えなくなるという事態も想定されると思います。そうした場合の支所、センターの役割というのは非常に大事だと思うわけでありましてけれども、改めてその点について当局の見解を確認させてください。

保健福祉局管理担当課長

災害時に想定されます業務の中におきまして、情報収集や状況の把握といった現場性の強い業務につきましては、本所、支所を問わず、現場機関が果たす役割は非常に大きいものと考えているところでございます。特に、災害時におきましては、交通機関や通信手段も使えないといった場面も十分想定されますので、現場機関の重要性は更に増すものと考えてございます。

谷口委員

例えば、緊急時あるいは災害発生時に、支所長なりセンター長なりが判断を下さなければいけないことというのは数多く出てくると思います。通信手段が使えない、交通機関も使えない、連絡の取りようがないといったときに、それぞれ本所の所長が判断できる権限、また、支所、センターの所長が判断できる権限、それぞれあるかと思うんですけれども、その点についてはどういった区分けになっているか教えてください。

保健福祉局管理担当課長

現在、そういう細かい業務を精査している最中でございますので、そこら辺のところは今後の検討とさせていただきます。

ただ、基本的に、医療機関の被災状況や救護所等のニーズ把握等の情報収集、あるいは整理した情報を医療救護本部に上げていくとかいった業務に関しては、現場性の強い業務でございますので、事実として医療職なりが把握する問題でございますので、権限の問題については、支障なくできるものと考えているところでございます。

谷口委員

本当に大丈夫なのか不安が残るところでありますので、今後、具体的に詰めていく中で、いろんなことを想定して、それぞれがやれることをしっかりと整理していただいて、明文化するなり、マニュアルを作るなり、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

では最後に、この保健事務所再編について、要望を申し上げさせていただきたいと思います。

今回の定例会においては、再編についての方針や考え方を示すということになっております。今後、様々詰めていって、市町村に説明をしていくというわけでありましてけれども、冒頭申し上げましたように、県民の皆さんの利便性が落ちることのないよう、また、今回の再編に当たって様々工夫していただいて、メリットを感じられる取組をしていただきたいと思います。

それから、これは一般質問でも申し上げましたけれども、名前については、支所というのは私は余り好ましくないと思っておりますので、センターなりの名称を使っていただくようお願いしたいと思います。

さらに、今回、緊急財政対策の一環としての取組とはいえ、しっかり集約化によるより効率的、効果的な事務執行体制の整備を図るとしておりますので、先ほど申し上げました職員が出向くような業務についても、集約化することで専門性が高まるとかということも含めて、しっかりと取組をしていただきたいことを要望いたしまして、質問を終わります。